

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 27 年6月9日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500060号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500005号

第1 結論

請求者のA社B支店C室における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和23年2月5日に、喪失年月日を昭和25年4月2日に訂正し、昭和23年2月から昭和25年3月までの標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

昭和23年2月5日から昭和25年4月2日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和23年2月5日から昭和25年4月頃まで

私は、昭和23年2月にA社B支店に入社し、出産を控えていた昭和25年4月頃、新年度になってから後任者に仕事の引継ぎをして退職した記憶があるが、日本年金機構より、昭和23年2月5日に資格取得している記録は確認できるが、資格喪失日が確認できない旨の連絡があったので、請求期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳により、請求者が、A社B支店において、昭和23年2月5日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことが確認できるものの、当該記録は、資格喪失日が記載されておらず、基礎年金番号に統合されていないことが確認できる。

一方、請求期間において、A社B支店は厚生年金保険の適用事業所に見当たらない上、請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、同記号番号払出簿において、A社B支店C室を適用事業所として払い出されていることから、請求事業所は同支店C室であることがうかがえる。

また、請求者は、A社B支店を退職した経緯等について、「出産を控えていたので、昭和25年4月の新年度になって、業務を引き継いだ後に退職した。」旨陳述しているところ、A社の社員名簿(昭和23年5月1日現在)により、同支店C室総務課において請求者とともに勤務していたことが確認でき、かつ、請求期間に同支店C室における厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚は、「私は昭和25年6月頃に病気を患ったが、請求者は、その少し前に出産のために退職した。」旨陳述しており、請求者の陳述と符合することから、請求者は、少なくとも新年度の昭和25年4月1日までは同支店C室に勤務していたと考えるのが自然である。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、昭和23年3月24日に5人(請求者を含む。)の台帳記号番号が、A社B支店C室において連番で払い出されているところ、このうち4人(請求者を含む。)は、同支店C室に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録が記載されていない上、残る1人も、約30年後に同名簿に被保険者記録が追記されていることから、請求期間当時、社会保険出張所(当時)における年金記録の管理が適切に行われていなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主が、請求者について、昭和23年2月5日を厚生年金

保険の資格取得日とする旨の届出を社会保険出張所に対し行ったことが認められ、かつ、請求者のA社B支店C室における被保険者資格喪失日は昭和 25 年 4 月 2 日とすることが必要である。

なお、昭和 23 年 2 月から昭和 25 年 3 月までの標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に基づき 1 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500009号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500006号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成16年3月31日は27万円、平成17年3月30日は22万4,000円並びに平成18年3月31日及び平成19年3月30日は22万円に訂正することが必要である。

平成16年3月31日、平成17年3月30日、平成18年3月31日及び平成19年3月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年3月31日、平成17年3月30日、平成18年3月31日及び平成19年3月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年3月31日
② 平成17年3月30日
③ 平成18年3月31日
④ 平成19年3月30日

A社から請求期間に支払われた賞与が記録されていないので、当該期間に係る賞与の記録を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された賃金台帳により、請求者は、請求期間において賞与の支払を受け、請求期間①は27万円、請求期間②は22万4,000円、請求期間③及び請求期間④は22万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500083号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500007号

第1 結論

請求者のA社B店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和40年10月31日から同年11月1日に訂正し、昭和40年10月の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

昭和40年10月31日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和40年10月31日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年10月31日から同年11月1日まで

A社B店から関連会社であるC社に異動した際、継続勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録がないため、請求期間に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社B店の親会社であるD社の総務担当者及び元同僚の陳述から判断すると、請求者は請求期間において、A社B店及びその関連会社であるC社に継続して勤務し(A社B店からC社に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の総務担当者及び元同僚の陳述から、昭和40年11月1日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、昭和40年9月の厚生年金保険の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、請求期間について、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届について社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、当該期間に係る厚生年金保険料について納付したか否かは不明と回答しているが、事業主が請求期間に係る資格喪失年月日を昭和40年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録したとは考え難いことから、請求期間について、事業主から同年10月31日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和40年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。